

地域活動の支援体制の見直しについて

1. 経過

地域活動の支援体制については、これまで行政職員と住民が協調・協働しながらまちづくりを推進することを目的とした職員地域担当制度を、旧旭町では平成4年から、旧三隅町では平成9年から導入してきた。平成17年10月の市町村合併後は、弥栄地域でも導入し、浜田地域及び金城地域については担当課を中心に地域活動の支援を行ってきた。

近年は、まちづくりコーディネーターの配置や地区サポーターの配置、まちづくりセンターでの支援など新たに支援体制を拡充してきた。

2. 今後の地域活動の支援体制

現在、地区まちづくり推進委員会による自主的な活動や課題解決に向けた取組が積極的に行われており、「職員地域担当制度」は一定の成果はあったものの、会議等への参加回数も減少してきていることから、今年度をもって終了し、今後の地域活動に対する支援体制については、本庁・各支所担当課職員を中心に次のとおりとする。

項 目	市町村合併後 (平成18年度)	現 在 (令和6年度)	今 後 (令和7年度～)
ア 地区まちづくり推進委員会の設置、運営に関する支援	地域担当職員 (旭・弥栄・三隅)	地域担当職員 (三隅)	担当課職員 (本庁・支所)
	担当課職員 (浜田・金城)	担当課職員 (浜田・金城・旭・弥栄)	
イ 課題の把握、要望への対応		まちづくりセンター職員 (R3～)	まちづくりセンター職員
		まちづくりコーディネーター (R3～)	まちづくりコーディネーター
ウ 行政情報の提供、意見交換		地区サポーター (R6～)	地区サポーター

3. 地域活動の支援に関するその他の取組

地域課題を把握する機会として、各地区への訪問など引き続き実施し、地域活動の支援体制の充実を図る。

○市長が年度当初に各地区地域協議会に出席

○副市長が各地域協議会に出席、各地区まちづくり推進委員会を訪問 など

参考：現状の地域担当制度

令和7年2月15日現在

地域名	実施状況	地域担当職員の業務内容	対象団体
浜田	制度なし	—	—
金城	制度なし	—	—
旭	担当職員の選任なし（R1～）	1. 自治会・まちづくり推進委員会からの要請による会議参加 2. 担当部署への情報提供 3. その他、地域活動の推進	地区まちづくり推進委員会 自治会
弥栄	令和5年度末で制度廃止	（制度廃止前） 1. 会合、伝統行事への積極的な参加 2. 行政情報の積極的提供 3. 行政連絡員会議の内容周知 4. 集落運営支援	（制度廃止前） 集落
三隅	制度運用中 R3年度 20回 R4年度 20回 R5年度 11回 R6年度 9回	1. 地区まちづくり推進委員会の設置、運営に関する助言、支援 2. 地域振興計画の策定・実践及びそれに関連する学習活動等の助言、支援 3. 三隅地域の主要施策や事業等の説明及び意見交換 4. その他目的達成のために必要と認められる活動	地区まちづくり推進委員会